

第2期計画（令和3年度～令和5年度）の概要

第1章 計画の考え方

- 計画策定の背景と趣旨
- 計画の位置づけ
- 圏域の考え方

第2章 地域福祉を取り巻く現状

- 統計データ等から見る大阪市の現状
- 地域福祉にかかる法・制度の動向
- 各区の取組状況
- 第1期計画「各区に共通する課題等への具体的な取組」の進捗状況

第3章 計画の基本理念と基本目標

- 基本理念

だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり

- 基本理念の考え方
- 計画の指標

- 基本目標1

気にかかる・つながる・支え合う地域づくり
（施策の方向性）

- 1 住民主体の地域課題の解決力強化
- 2 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進
- 3 災害時等における要援護者への支援

- 基本目標2

だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり
（施策の方向性）

- 1 相談支援体制の充実
- 2 地域における見守り活動の充実
- 3 権利擁護支援体制の強化

第4章 各区に共通する課題等への具体的な取組

- 相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備
- 福祉人材の育成・確保
- 権利擁護の取組の充実

地域福祉に関する現状やニーズの把握

地域福祉にかかる実態調査の実施（令和4年9月～10月）

世論：18歳以上の市民8,000人（有効回答：2,479人[31%]）

地域福祉活動の推進役：民生委員・児童委員等649人（有効回答：544人[84%]）

福祉専門職：社協及び相談支援機関の職員558人（有効回答：492人[88%]）

国の動向・社会の状況

「社会福祉法」「児童福祉法」等の改正

包括的な支援体制の整備・重層的支援体制整備事業の創設
第2期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年）
つながりの希薄化、地域福祉活動の担い手不足 等

第3期計画案（令和6年度～令和8年度）の概要

第1章 計画の考え方

- 計画策定の背景と趣旨
- 計画の位置づけ
- 圏域の考え方

第2章 地域福祉を取り巻く現状

- 統計データ等から見る大阪市の現状
- 地域福祉にかかる法・制度の動向
- 各区の取組状況

第3章 基本理念と基本目標

- 基本理念

だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり

- 基本理念の考え方
- 基本目標1

気にかかる・つながる・支え合う地域づくり

- 基本目標2

だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり

第4章 基本目標の達成に向けた具体的な取組

施策の方向性（基本目標1）

- 1 住民主体の地域課題の解決力強化と見守り活動の充実
- 2 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進
- 3 災害時等における要援護者への支援

【重点的な取組】地域福祉活動への参加促進、地域における見守りネットワークの強化

施策の方向性（基本目標2）

- 1 相談支援体制の充実
- 2 権利擁護支援体制の強化
- 3 福祉人材の育成・確保

【重点的な取組】複合的な課題等を抱えた世帯への支援体制の充実、虐待防止に向けた地域連携の推進、成年後見制度の利用促進、福祉人材の確保・育成・定着、福祉職員の育成・専門性の向上（行政職員）

計画の推進に向けて

- 計画の指標
- 第2期計画「各区に共通する課題等への具体的な取組」の進捗状況

第1章、第2章の主な変更点

大阪市における包括的な支援体制の整備について、重層的支援体制整備事業の各要素への対応も視野に入れた方向性を記載

各区地域福祉計画の策定状況や区の取組の記載を充実

改正児童福祉法等の概要等を記載

第3章、第4章の主な変更点

具体的な取組について、「施策の方向性」と一連のものとして記載を整理し、「重点的な取組」を設定（現行計画の第3章と第4章を統合）

施策の方向性として、「福祉人材の育成・確保」を位置付け

計画の指標と現行計画の進捗状況を「計画の推進に向けて」として統合

詳細データや法令等を資料編へ移動し、見やすい紙面へ変更

次期計画のポイント

- 『だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり』という現行計画の基本理念を継承し、地域福祉を推進していく。
- 『気にかかる・つながる・支え合う地域づくり』と『だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり』という2つの基本目標の達成に向けて、住民の社会参加を支援する視点を大切に取組を進めていく。
- 「福祉人材の育成・確保」を施策の方向性として位置付けて、取組を推進していく。
- 「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」と「総合的な相談支援体制の充実事業」を大阪市における包括的な支援体制の整備における中核的な取組として、さらに取組を進めていく。